令和７年度

職業訓練指導員免許取得講習
４８時間講習のご案内

この講習は、職業能力開発促進法施行規則第３９条第１号に基づき、短期間に指導方法に関する最低必要な知識を習得させ、職業訓練指導員免許を与えようとするもので、厚生労働大臣の指定する職業訓練指導員免許取得講習（４８時間講習）です。

なお、科目内容のすべてを修了された方に対して、本講習を主催する青森県職業能力開発協会長より「修了証書」が交付され、これをもって青森県へ申請することにより、「職業訓練指導員免許」が交付されます。

講習日程

令和８年
１月１９日（月）～ ２４日（土）８:３０ ▸ １７:１５【計６日間】

受講会場

弘前職業能力開発校（第二校舎）
■弘前市田町五丁目３－３
■TEL.0172-35-9935

講習内容

講習科目	時間数	科目の内容
職業訓練原理	4時間	職業訓練の沿革・意義・目的
教科指導法	16時間	訓練実施計画・指導の準備・指導のすすめ・教材の活用・訓練評価
労働安全衛生	3時間	安全管理・安全の確認・衛生管理・衛生と作業環境
訓練生の心理	7時間	訓練生の選抜・訓練生の特質の理解・技能習得
生活指導	6時間	生活指導の分野・生活指導の方法
関係法規	4時間	職業能力開発促進法・職業安定関係法・労働基準関係法
事例研究	6時間	作業分解・指導案・訓練実施計画・指導記録等の事例研究
確認テスト	2時間	上記全科目
計	48時間	

受講資格及び提出書類一覧

提出書類の各様式は、当協会ホームページよりダウンロードが可能です。

■注意事項

注１ 下表により、受講願書の申請者として該当する 受講資格 をご確認のうえ、その項目にて定められた、“●”印の 提出書類 をご提出願います。なお、各書類に記入漏れや未提出などがあると申請不可となりますので、十分にお気をつけください。

注２ 婚姻などで、姓名が卒業証明書等と変わっている場合は、戸籍抄本を添付願います。

注３ 下表で示されている**「大学を卒業した者」**及び**「短期大学又は高等専門学校を卒業した者」**並びに**「高等学校を卒業した者」**に該当される方は、“特別履修証明書”の様式が必要となるため当協会へ資料請求願います。また、“履修証明書類”として**シラバス**が必要となるため、**卒業校よりお取り寄せ**のうえ、原本を添付いただきます。但し、免許職種と**シラバス**との関連にあたり可否審査にて、**“否”として判断された場合は、受講対象外**となりますので、予めご了承願います。その際は、当協会よりご連絡いたします。なお、「成績証明書」は提出対象外です。

	受講資格 ＼ 提出書類	免許職種に関して、必要な実務経験年数	受講願書 様式１を使用	履歴書 様式２を使用	実務経験証明書 様式３を使用	技能検定合格証書 写しを添付	卒業・修了証書 写しを添付	技能照査合格証書 写しを添付	特別履修証明書 該当者へ配付	履修証明書類 シラバスを添付
①	技能検定合格者 ＊1 注）但し、免許職種に係る 1級・単一等級	合格後【0年】	●	●		●				
②	大学を卒業した者 ＊2 注）但し、免許職種に係る 学科を履修	卒業後【2年】	●	●	●		●		● 注3	● 注3
③	短期大学又は高等専門学校を卒業した者 ＊2 注）但し、免許職種に係る 学科を履修	卒業後【4年】	●	●	●		●		● 注3	● 注3
④	応用課程の高度職業訓練を修了した者 注）但し、免許職種に係る 技能照査合格者	修了後【1年】	●	●	●		●	●		
⑤	専門課程の高度職業訓練を修了した者 注）但し、免許職種に係る 技能照査合格者	修了後【3年】	●	●	●		●	●		
⑥	専門課程の高度職業訓練を修了した者 注）但し、 上記⑤に掲げる者を除く	修了後【4年】	●	●	●		●			
⑦	普通課程の普通職業訓練を修了した者 注）但し、免許職種に係る 技能照査合格者	修了後【6年】	●	●	●		●	●		
⑧	普通課程の普通職業訓練を修了した者 注）但し、 上記⑦に掲げる者を除く	修了後【7年】	●	●	●		●			
⑨	短期課程の普通職業訓練を修了した者 注）但し、免許職種に係る ７００時間以上を修了	修了後【10年】	●	●	●		●			
⑩	高等学校を卒業した者 注）但し、免許職種に関する 学科を履修	卒業後【7年】	●	●	●		●		● 注3	● 注3

※その他については、当協会へお問合せ願います。

＊１.単一等級「電子回路接続」及び「バルコニー施工」を除く。＊２.通信課程を除く。

申込方法及び受講料

当協会へお申込みいただくか、又は下記の認定職業能力開発校へお申込み願います。
なお、受講料には、テキスト“十二訂版職業訓練における指導の理論と実際”の代金を含みます。
また、一度納入した受講料は、**いかなる理由があっても返金できません** のでご了承願います。

当協会へお申込みの場合	認定職業能力開発校へお申込みの場合
受講願書等は、郵送でお願いします。 （当協会の窓口での受付はしておりません。） ▼ ▼ ▼ 受講資格等の審査後に、 当協会から連絡を致しますので、 その後に受講料を下記口座へお振込下さい。 【受講料】１４，５００円 【振込先】青森みちのく銀行 問屋町支店 普通預金 ８７０７４ 青森県職業能力開発協会	以下の最寄りの開発校へ受講願書等及び受講料１５，５００円の現金を持参のうえ、お手続下さい。 ■弘前職業能力開発校 弘前市田町五丁目 3-3 ／ TEL.0172-35-9935 ■五所川原職業能力開発校 五所川原市字一ッ谷 503-5 ／ TEL.0173-34-2731 ■八戸職業能力開発校 八戸市類家二丁目 7-30 ／ TEL.0178-22-5251 ■三沢職業能力開発校 三沢市千代田町四丁目 140-44 ／ TEL.0176-53-3690 ■十和田職業能力開発校 十和田市大字三本木字千歳森 292-7 ／ TEL. 0176-23-3397

申込締切日

令和７年
１１月２８日（金）まで

その他

（１）下記に該当する方は、免許の取得ができません。
　　ア．成年被後見人又は被保佐人
　　イ．禁錮以上の刑に処せられた者
　　ウ．職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から２年を経過しない方
（２）受講に関する注意事項等は、受講願書を受理した後、受講者に通知します。
（３）受講に際しての持参品は、配付されたテキスト、筆記用具、ノート、昼食です。
（４）遅刻、早退及び欠席をされますと、修了とは認められません。
（５）講習最終日の確認テストに合格し、講習修了証書の交付を受けた者については、青森県手数料徴収条例により免許申請手数料として、**県証紙代２，３００円を当日徴収**いたします。

主催・お問合せ先・お申込先

青森市大字野尻字今田 43-1
青森県職業能力開発協会
TEL.017-738-5561 ／ FAX.017-738-5551
E-mail:ichikawa@a-noukaikyo.com